

## 1. 熊本市自転車競走条例 (昭和25年制定)

第1条	条例の趣旨
第2条～4条	競輪開催に必要な人員の配置や事務処理に関する事
第5条・6条	車券の額面やかけ式に関する事
第7条	入場料や特別観覧席の料金に関する事
第8条～10条	選手賞金の授与や競輪場の秩序保持等に関する事

## 2. 条例改正のポイント(案)

- 競輪場の再建、競技の再開にあわせて、必要な改正を実施
  - ・第7条の入場料や特別観覧席の料金の見直し
  - ・条文等の構成についての整理
- 令和5年第4回定例会に上程予定

### <具体的検討状況>

#### (1)競輪場入場料の無料化

##### 第7条第1項

競輪場に入場する者は、入場料として50円を支払わなければならない。



- ・全国的に入場料を無料化する競輪場が増加(28場/43場)しており、更なる来場者の確保に向け、再開後の入場料については、**現行の50円から無料に改正**。

#### (2)特別観覧席入場料の改定

##### 第7条第2項

特別観覧席に入場する者は、前項に定める入場料のほか、特別観覧席入場料として、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額を支払わなければならない。

- (1) 2階特別観覧席 1人につき500円
- (2) 3階特別観覧席 1人につき700円
- (3) 3階ロイヤル特別観覧席 1人につき2,500円
- (4) 3階グループ特別観覧席 1室(5人を上限、1組の利用に限る。)につき10,000円
- (5) メインスタンド特別観覧席 1人につき2,000円



- ・条例にある特別観覧席は、全て解体。再建工事の中で、メインスタンド3階に特別観覧席を整備中。
- ・新たな料金については、**他の競輪場も参考に検討中**。  
**詳細は議会報告のうえ、規則等で定める方針**。  
 (競輪開催の有無(通常競輪開催日・場外車券発売のみの日・記念競輪開催日)等により、料金を設定予定。)



<特別観覧席イメージ>